

令和8年度大蔵村新庁舎議場音声映像等設備機器購入公募型プロポーザル審査要領

1 目的

本要領は、令和8年度大蔵村新庁舎議場音声映像等設備機器購入公募型プロポーザル実施要綱において規定する最優秀者、優秀者の各1者の選定を実施する上で、必要な審査方法、評価項目を定めるものである。

2 審査方法等

(1) 審査員審査

最優秀提案者及び優秀提案者の選定は、プロポーザル参加者から提出された企画提案書の内容審査及びヒアリング審査の結果により評価する。

最優秀提案者及び優秀提案者は、プロポーザル評価表に基づき、提出書類による審査、審査委員によるヒアリングによる審査を実施し総合的に点数化し、評価点の高い業者に決定する。決定する評価点は、各審査委員による評価点の平均値とする。

(2) ヒアリング

ア 実施日、時間等については別に定め、プロポーザル参加者（以下、「参加者」という。）に対し、速やかに通知する。

イ 出席者 各者3名以内とする。

ウ ヒアリング方法

- ・本プロポーザルに係る参加者は他の参加者の傍聴はできない。なお、審査委員会の審査は非公開で行う。
- ・初めに提案者より20分間以内の説明を行い、その後、審査委員による15分間以内の質疑応答を実施する。なお、各々の時間を経過した場合は、途中であっても打ち切るものとする。
- ・ヒアリングは、提出された提案書をもとに行う。プレゼンテーションソフトによる説明を可とするが、提案書の記載のない動画等を使用することは認めない。
- ・当日、提案書の差替えや訂正及び追加資料等の持ち込みは禁止する。ただし審査委員会が求めた追補資料についてはこの限りでない。

エ ヒアリング順序

ヒアリングを行う順序は、提案書を受付けた順とする。

オ その他

- ・出席者の会場への入場は、事務局の係員が指示するものとし、それ以外は入場できないものとする。
- ・スクリーン及びプロジェクターは事務局で用意する。説明用のパソコンは持参すること。
- ・ヒアリングを録画又は録音することは禁止する。

(3) 選定結果の通知

選定結果については文書で通知する。なお、結果についての異議は認めない。

(4) その他

参加者が1者の場合においても審査を実施するものとし、その場合、合計評価点が70%以上でなければ交渉権者として認めない。

3 この要領は、公布の日から施行する。

プロポーザル評価表

審査項目	審査基準	評価点
1 業務経歴	山形県内において、過去に同様の業務又は類似の実績があり、良好な実績を上げているか。 発注者の要請に応じることができるノウハウを有しているか。	5
2 業務実施体制	業務遂行に十分な体制がとれているか。 また仕様書に掲げる有資格者を配置できているか。 発注者との連絡調整や迅速な対応が可能であるか。 下請負業者も含めて十分な実績のあるベンダー・メーカーを採用しているか。	15
	実施スケジュールは現実的かつ実行可能なものとなっているか。	5
3 システムの概要及び主要機器の機能	操作画面はシンプルであり、専門知識のない職員でも扱いやすく直感的に操作できるシステムであるか。	10
	導入機器については、仕様書の項目に準じた内容となっているか。	15
	トラブルを未然に防ぐ対策が講じられており、長期運用に耐えうる安定的なシステムであるか。	10
4 保守・メンテナンス	トラブル発生時における代替措置が講じられる等の対処法を備えているか。	5
	機器等の故障などやシステム障害の対策方針は具体的で妥当性があるか。	5
	操作やサービス全般の問い合わせについて、十分な対応ができるか。	5
5 見積価格	提案内容、内訳に対して予算内で構築できているか。	10
6 その他	発注者の意図を汲んだ企画提案内容となっているか。	15
合 計		100